

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連中国支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021 年 5 月 14 日

一般社団法人 日本建設業連合会 中国支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「緊急事態宣言」が 5 月 16 日から支部所在地の広島県を対象に発令されます。

「緊急事態宣言」発令後も、中国支部では以下の体制を構築して、事業活動を継続することと致しますので、お知らせいたします。

1. 事業継続体制

- 1) 月曜から金曜日の就業時間(8:45～17:15)に職員 1 名～2 名が事業継続要員として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施いたします。
- 2) 本事業継続体制は、宣言後 5 月 31 日までとします。
- 3) 事業継続要員は、感染防止対策として時差出勤など行い出勤します。
- 4) 事業継続要員以外の職員については、原則、自宅待機とします。

2. その他

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAX に対応いたします。また、自宅待機中の職員への連絡も取り次ぎます。

【連絡先】

電話番号 082-243-3017 FAX 082-242-2380

以上